主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲(憲法三二条、一四条、三一条、一三条)をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、少年法三五条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六〇年一月二一日

最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 大 | 橋 | | 進 |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官 | 木 | 下 | 忠 | 良 |
| 裁判官 | 鹽 | 野 | 宜 | 慶 |
| 裁判官 | 牧 | 圭 | | 次 |
| 裁判官 | 島 | 谷 | 六 | 郎 |